書式3：調査等請負契約書

調査等請負契約書

（契約番号　　）

1　調査等名

2　履行場所

3　履行期間　　令和　　年　　月　　日から

　　令和　　年　　月　　日まで

4　請負代金額　　円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　円）

5　契約保証金　**【注：上記請負代金額（税込み）の10分の1（低入札価格調査対象調査等のときは10分の3）を記載（1円未満の端数切上げ）すること。「免除」と記載してはならない。】**　円

上記の調査等について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和　　年　　月　　日

発注者　　住　所

　　氏　名　　印

受注者　　住　所

　　氏　名　　印

（総則）

第1条　発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、別冊の図面及び仕様書（「調査等共通仕様書」（東日本高速道路株式会社）にいう仕様書をいう。以下これらの図書を「設計図書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする業務の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2　受注者は、契約書記載の調査等の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果品」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。

3　発注者は、その意図する成果品を完成させるため、業務に関する指示を受注者または受注者の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、受注者または受注者の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

4　受注者は、この契約書若しくは設計図書に特別の定めがある場合または前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

5　受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

7　この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は日本円とする。

8　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

9　この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

10　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11　この契約に係る訴訟の提起または調停（第49条の規定に基づき、発注者と受注者とが協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（指示等及び協議の書面主義）

第2条　この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、口頭で指示等を行った日の翌日から7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3　発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

（内訳明細書及び工程表）

第3条　受注者は、この契約を締結した日の翌日から14日以内に、設計図書に基づいて調査等費内訳明細書（以下「内訳明細書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2　発注者は、前項により提出された内訳明細書について、著しく不合理若しくは故意にわい曲されたと認められる場合または計算の誤りについては、内訳明細書の修正を求めるものとする。

3　発注者は、必要があると認めるときは、第1項の工程表を受理した日の翌日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。

4　この契約書の他の条項の規定により履行期間または設計図書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して工程表または内訳明細書の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約を締結した日の翌日から」とあるのは「当該請求があった日の翌日から」と読み替えて、前3項の規定を準用する。

5　工程表及び内訳明細書は、契約書の他の条項において定める場合を除き、発注者及び受注者を拘束するものではない。

（契約の保証）

第4条　受注者は、この契約の成立後速やかに、この契約が発効するために必要な保証を、次の各号の一により付さなければならない。ただし、第3号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

一　この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関または保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社。以下同じ。）の保証

二　この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（ただし、金銭保証に限ることとし、役務保証を含むものは認めない。）

三　この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2　前項の保証に係る保証金額または保険金額（次項及び次条において「保証の額」という。）は、請負代金の10分の1以上としなければならない。

3　請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金の10分の1に達するまで、発注者は保証の額の増額を請求することができ、受注者は保証の額の減額を請求することができる。

（低入札価格調査を実施した場合の契約の保証、前払金及び違約金の特例）

第4条の2　受注者は、この契約にかかる受注者の入札について発注者が低入札価格調査を実施した場合は、前条第2項の定めにかかわらず、この契約が発効するために必要な保証の額は、請負代金額の10分の3以上としなければならない。

2　前項の場合において、前条第2項及び同第3項に「10分の1」とあるのを「10分の3」と、第34条第4項に「10分の4」とあるのを「10分の3」と、第42条の2第1項に「10分の1」とあるのを「10分の3」とする。

（権利義務の譲渡等）

第5条　受注者は、この契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2　受注者は、成果品（未完成の成果品及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、または質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじ

め発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（著作権の譲渡等）

第6条　受注者は、成果品（第37条第1項に規定する指定部分に係る成果品及び同条第2項に規定する引渡部分に係る成果品を含む。以下本条において同じ。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

2　発注者は、成果品が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果品の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。

3　発注者は、成果品が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

4　受注者は、成果品が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果品が著作物に該当しない場合には、当該成果品の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。

5　受注者は、成果品（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果品を使用または複製し、また、第1条第5項の規定にかかわらず当該成果品の内容を公表することができる。

6　発注者は、受注者が成果品の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

（一括再委任等の禁止）

第7条　受注者は、業務の全部を一括して、または設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、または請け負わせてはならない。

2　受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、または請け負わせてはならない。

3　受注者は、業務の一部を第三者に委任し、または請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、または請け負わせようとするときは、この限りでない。

4　発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、または請け負わせた者の商号または名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（特許権等の使用）

第8条　受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在をしらなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担

しなければならない。

（監督員）

第9条　発注者は、監督員を置くものとし、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

2　監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次の各号に定める権限を有する。

一　発注者の意図する成果品を完成させるための受注者または受注者の管理技術者に対する指示

二　この契約書及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出または質問に対する承諾または回答

三　この契約の履行に関する受注者または受注者の管理技術者との協議

四　業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

3　発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4　第2項の規定に基づく監督員の指示または承諾は、原則として書面により行わなければならない。

5　この契約書に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

（管理技術者）

第10条　受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。

2　管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、請負代金の変更、履行期間の変更、請負代金の請求及び受領、第14条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3　受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使するものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

（照査技術者）

第11条　受注者は、設計図書に定める場合には、成果品の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。照査技術者を変更したときも、同様とする。

2　照査技術者は、前条第１項に規定する管理技術者を兼ねることができない。

（地元関係者との交渉等）

第12条　地元関係者との交渉等は、発注者が行うものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

2　前項の場合において、発注者は、当該交渉等に関して生じた費用を負担しなければならない。

（土地への立入り）

第13条　受注者が調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、発注者がその承諾を得るものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

（管理技術者等に対する措置請求）

第14条　発注者は、管理技術者若しくは照査技術者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2　受注者は、前項の規定により請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日の翌日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

3　受注者は監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4　発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日の翌日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

（履行報告）

第15条　受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（貸与品等）

第16条　発注者が受注者に貸与し、または支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格または性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2　受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日の翌日から7日以内に、発注者に受領書または借用書を提出しなければならない。

3　受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4　受注者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用になった貸与品等を発注者に返還しなければならない。

5　受注者は、故意または過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、またはその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、または返還に代えて損害を賠償しなければならない。

（設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務）

第17条　受注者は、業務の内容が設計図書または発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、監督員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の

責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは請負代金を変更し、または受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（条件変更等）

第18条　受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

一　図面、仕様書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

二　設計図書に誤謬または脱漏があること。

三　設計図書の表示が明確でないこと。

四　履行上の制約等設計図書に示された自然的または人為的な履行条件が実際と相違すること。

五　設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2　発注者は、前項の規定による確認を請求されたときまたは自ら同項各号に定める事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3　発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査終了日の翌日から14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4　前項の調査の結果により第１項各号に定める事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正または変更を行わなければならない。

5　前項の規定により設計図書の訂正または変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは請負代金を変更し、または受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書等の変更）

第19条　発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書または業務に関する指示（以下本条及び第21条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金を変更し、または受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務の中止）

第20条　現場業務を行う場合において、第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないためまたは暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、受注者の責めに帰することができないものにより作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部または一部を一時中止させなければならない。

2　発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部または一部を一時中止させることができる。
3　発注者は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金を変更し、または受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務に係る受注者の提案）
第21条　受注者は、設計図書等について、技術的または経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、または発案したときは、発注者に対して、当該発見または発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。
2　発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受注者に通知するものとする。
3　発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間または請負代金を変更しなければならない。

（受注者の請求による履行期間の延長）
第22条　受注者は、その責めに帰さない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。
2　発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、または受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（発注者の請求による履行期間の短縮等）
第23条　発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。
2　発注者は、この契約書の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受注者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。
3　発注者は前2項の場合において、必要があると認められるときは、請負代金を変更し、または受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（履行期間の変更方法）
第24条　履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日の翌日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
2　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第２２条の場合にあっては、発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が履行期間の変更の請求を受けた日）の翌日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、

協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（請負代金の変更方法等）

第25条　請負代金の変更については、内訳明細書に記載のない項目が生じた場合または内訳明細書によることが不適当な場合にあっては、変更時の価格を基礎として発注者と受注者とが協議して定め、その他の場合にあっては、内訳明細書記載の単価を基礎として定める。ただし、協議開始の日の翌日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が請負代金の変更事由が生じた日の翌日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3　この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合または損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

（臨機の措置）

第26条　受注者は、現場業務を行う場合において、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2　前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

3　発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4　受注者が第1項または前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

（反社会的勢力による不当介入を受けた場合の措置）

第26条の2　受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団その他すべての反社会的勢力（以下単に「反社会的勢力」という。）による不当要求または業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに、発注者が別に通知した警察に対して通報を行うこととし、捜査上必要な協力を行なわなければならない。

2　受注者は、前項により警察に通報を行ったときは、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告を行うこととし、発注者がその他必要な情報提供等を求めたときは、これに応じなければならない。

3　発注者は、前項に定める報告を受注者から受けた場合及び関係機関から情報を得た場合その他必要と認める場合は、この契約の履行に必要な範囲において、関係機関と受注者への不当介入に係る情報交換等を行うことがあり、受注者は、これを認めるものとする。

4　受注者は、不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が発生した場合は、発注者と協議するものとする。

（反社会的勢力の排除に関する誓約）

第26条の3　発注者及び受注者は、次の各号に定める事項を表明し、かつ保証する。

一　発注者及び受注者、発注者及び受注者の役員は、現に反社会的勢力でない。また、過去に反社会的勢力でなかった。

二　発注者及び受注者、発注者及び受注者の役員は、反社会的勢力を利用しない。

三　発注者及び受注者、発注者及び受注者の役員は、反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、反社会的勢力の維持運営に協力または関与する行為はしない。

四　発注者及び受注者、発注者及び受注者の役員は、反社会的勢力に対し、社会的に非難されるべき関係を有しない。

五　発注者または受注者は、自らもしくは第三者を利用して、この契約の相手方に対し暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、相手方の名誉を毀損せず、また、相手方の業務を妨害しない。

2　発注者または受注者は、前項各号に定める事項にかかる事実確認を目的として相手方が行う必要な調査に協力する。

3　発注者または受注者は、この契約にかかる社員その他の使用人（受注者に下請負人がいる場合は、当該下請負人及びその役員、社員その他の使用人を含む）に対しても前2項の規定を遵守させる。

4　発注者または受注者は、この契約の相手方が前3項に定める誓約に違背したとき、または違背の事実を知ったときは、第42条第1項第4号または第44条第1項第3号に基づき、この契約を解除する。

（一般的損害）

第27条　成果品の引渡し前に、成果品に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（次条第1項、第2項若しくは第3項または第29条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第28条　業務を行うにつき第三者に及ぼした損害（第3項に規定する損害を除く。）について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

2　前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示または貸与品等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3　現場業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注者が

その賠償額を負担しなければならない。ただし、現場業務を行うにつき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

4　前3項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可効力による損害）

第29条　現場業務を行う場合において、成果品の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。）で、発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、試験等に供される現場業務の出来形部分（以下本条及び第46条において「現場業務の出来形部分」という。）、仮設物または作業現場に搬入済みの調査機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2　発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3　受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4　発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（現場業務の出来形部分、仮設物または作業現場に搬入済みの調査機械器具であって立会いその他受注者の現場業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち、請負代金の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5　損害の額は、次の各号に定める損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

一　現場業務の出来形部分に関する損害

損害を受けた出来形部分に相応する請負代金の額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二　仮設物または調査機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物または調査機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該現場業務で償却する償却費の額から損害を受けた時点における成果品に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6　数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第４項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

（請負代金の変更に代える設計図書の変更）

第30条　発注者は、第8条、第17条から第23条まで、第26条または第27条の規定により請負代金

を増額すべき場合または費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金の増額または負担額の全部または一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日の翌日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が前項の請負代金を増額すべき事由または費用を負担すべき事由が生じた日の翌日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（検査及び引渡し）

第31条　受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2　発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日の翌日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、その後、遅滞なく当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

3　発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が成果品の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果品の引渡しを受けなければならない。

4　発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該成果品の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

5　受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前4項の規定を準用する。

（請負代金の支払い）

第32条　受注者は、前条第2項（同条第5項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

2　発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日の翌日から30日以内に請負代金を支払わなければならない。

3　発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限の日の翌日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（引渡し前における成果品の使用）

第33条　発注者は、第31条第3項若しくは第4項または第37条第1項若しくは第2項の規定による引渡し前においても成果品の全部または一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2　前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3　発注者は、第1項の規定により成果品の全部または一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（前金払）【入札公告で前金払を有とした調査等に適用】

第34条　受注者は、保証事業会社と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする、公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金の10分の3以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

2　発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日の翌日から20日以内に前払金を支払わなければならない。

3　受注者は、請負代金が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金の10分の3から受領済み前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

4　受注者は、請負代金が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金の10分の4を超えるときは、受注者は、請負代金が減額された日の翌日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第37条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。

5　前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金を増額した場合において、増額後の請負代金が減額前の請負代金以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金が減額前の請負代金未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金の10分の5の額を差し引いた額を返還しなければならない。

6　発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期限の日の翌日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（保証契約の変更）

第35条　受注者は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2　受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3　受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）【入札公告で前金払を有とした調査等に適用】

第36条　受注者は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（この業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

（部分引渡し）

第37条　成果品について、発注者が設計図書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業

務が完了したときについては、第31条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果品」とあるのは「指定部分に係る成果品」と、同条第4項及び第32条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2　前項に規定する場合のほか、成果品の一部分が完了し、かつ、可分なものであるときは、発注者は、当該部分について、受注者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第31条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果品」とあるのは「引渡部分に係る成果品」と、同条第4項及び第32条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

3　前2項の規定により準用される第32条第1項の規定により受注者が請求することができる部分引渡しに係る請負代金は、次の各号に定める式により算定する。この場合において、第1号中「指定部分に相当する請負代金」及び第2号中「引渡部分に相応する請負代金」は、内訳書を基礎として、発注者受注者協議して定める。ただし、発注者が前2項において準用する第32条第1項の規定による請求を受けた日の翌日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

一　第1項に規定する部分引渡しに係る請負代金

指定部分に相応する請負代金×（1－前払金の額／請負代金）

二　第2項に規定する部分引渡しに係る請負代金

引渡部分に相応する請負代金×（1－前払金の額／請負代金）

（第三者による代理受領）

第38条　受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部または一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2　発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に該当第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第32条（第37条において準用する場合を含む。）の規定に基づく支払いをしなければならない。

（前払金等の不払に対する業務中止）【入札公告で前金払を有とした調査等に適用】

第39条　受注者は、発注者が第34条または第37条において準用される第32条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部または一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2　発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金を変更し、または受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（瑕疵担保）

第40条　発注者は、成果品に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、または修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2　前項の規定による瑕疵の修補または損害賠償の請求は、第31条第3項または第4項（第37条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日の翌日から3年

以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意または重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は10年とする。

3　発注者は、成果品の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補または損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。

4　第1項の規定は、成果品の瑕疵が設計図書の記載内容、発注者の指示または貸与品等の性状により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示または貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第41条　受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

2　前項の損害金の額は、請負代金から第37条の規定による部分引渡しに係る請負代金を控除した額につき、遅延日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額とする。

3　発注者の責めに帰すべき事由により、第32条第2項（第37条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第41条の2　受注者が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。次項において同じ。）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一　この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、または受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む）。

二　納付命令または独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者または受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令または排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条または第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三　納付命令または排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条または第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正

取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四　この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員または使用人を含む。次項第2号において同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6または独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2　この契約に関し、受注者が、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号に定める場合のいずれか一に該当したときは、前項に規定する請負代金額の10分の1に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金として、または、受注者が、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号に定める場合のいずれか二以上に該当したときは、前項に規定する請負代金額の10分の1に相当する額のほか、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として、受注者は、発注者の請求に基づき、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一　前項第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。

二　前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

三　前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、発注者若しくは日本道路公団の役員または使用人であった者が、発注者若しくは日本道路公団の役員または使用人であったことの地位を利用して、受注者若しくは受注者の役員または使用人として違反行為に関与していた事実が明らかになったとき。

四　受注者が刑法第96条の6第1項、第2項及び第198条並びに独占禁止法第3条の規定に抵触する行為は行わない旨の競争参加資格審査申請に伴う不正行為等防止約款に同意しているときまたは誓約書を提出しているとき。

（発注者の解除権）

第42条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一　正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

二　その責に帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。

三　管理技術者を配置しなかったとき。

四　前3号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

五　第44条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

六　受注者が当該業務の競争契約における競争参加資格を満たしていないことが判明したとき。

七　受注者が信義にもとる行為や発注者の社会的信用性を損う行為をしたことが判明し、契約の相手方として不適当と認められるとき。

八　受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員またはその支店若しくは常時業務の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この

号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ　役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ　役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ　下請契約または資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト　受注者がイからホまでのいずれかに該当する者を下請契約または資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第42条の2　次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一　前条の規定により、この契約が解除された場合

二　受注者がその債務の履行を拒否し、または、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一　受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二　受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三　受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3　第1項の場合（前条第8号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付またはこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金または担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

（発注者の任意解除権）

第43条　発注者は、業務が完了するまでの間は、第42条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2　発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の解除権）

第44条　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一　第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

二　第20条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

三　発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

四　発注者が信義にもとる行為や受注者の社会的信用性を損う行為をしたことが判明し、契約の相手方として不適当と認められるとき。

2　受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（解除の効果）

第45条　契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第37条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

2　発注者は、前項の規定にかかわらず、契約が解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分（第37条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する請負代金（以下「既履行部分代金」という。）を受注者に支払わなければならない。

3　前項に規定する既履行部分代金は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日の翌日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

（解除に伴う措置）

第46条　契約が解除された場合において、第34条の規定による前払金があったときは、受注者は、第42条または第42条の2第2項の規定による解除にあっては、当該前払金の額（第37条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払いの日の翌日から返還の日までの日数に応じ年5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第43条または第44条の規定による解除にあっては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、契約が解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第34条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額（第37条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第3項の規定により定められた既履行部分代金から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第42条または第42条の2第2項の規定による解除にあっては、当該余剰額に前払金の支払の日の翌日から返還の日までの日数に応じ年5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第43条または第44条の規定による解除にあっては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。

3　受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意または過失により減失またはき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、または返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4　受注者は、この契約が解除された場合において、現場業務に関し、作業現場に受注者が所有または管理する現場業務の出来形部分（第37条に規定する部分引渡しに係る部分及び前条 第2項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。）、調査機械器具、仮設物その他物件（第7条第3項の規定により、受注者から現場業務の一部を委任され、または請け負った者が所有または管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

5　前項に規定する撤去及び取片付けに要する費用（以下本項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に定める撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者または受注者が負担する。

一　現場業務の出来形部分に関する撤去費用等　契約の解除が第42条または第42条の2第2項によるときは受注者が負担し、第43条または第44条によるときは発注者が負担する。

二　調査機械器具、仮設物その他物件に関する撤去費用等　受注者が負担する。

6　第4項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、または作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分または作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において は、受注者は、発注者の処分または修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等（前項第1号の規定により、発注者が負担する現場業務の出来形部分に係るものを除く。）を負担しなければならない。

7　第3項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第42条または第42条の2第2項によるときは発注者が定め、第43条または第44条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段及び第4項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

（保険）

第47条　受注者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したときは、当該保険に係る証券またはこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

（賠償金等の徴収）

第48条　受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金または違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期限の日の翌日から請負代金支払いの日まで年5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2　前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（紛争の解決）

第49条　この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争が生じた場合には、発注者及び受注者は、協議の上調停人を選定し、当該調停人のあっせんまたは調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは発注者及び受注者が折半し、その他のものは発注者及び受注者がそれぞれが負担する。

2　前項の規定にかかわらず、管理技術者または照査技術者の業務の実施に関する紛争、受注者の使用人または受注者から業務を委任され、または請け負った者の業務の実施に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第14条第2項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第4項の規定により発注者が決定を行った後、または発注者若しくは受注者が 決定を行わずに同条第2項若しくは第4項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、第1項のあっせんまたは調停の手続を請求することができない。

3　第1項の規定にかかわらず、発注者または受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続前または手続中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起または民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

（情報通信の技術を利用する方法）

第50条　この契約書において書面により行わなければならないこととされている請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（契約外の事項）

第51条　この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。